

SAGA2024小城市実行委員会  
第2回宿泊衛生専門委員会

議案書

SAGA  
2024



国スポ・全障スポ  
新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。



日時: 令和5年3月22日(水)10時～

場所: 小城市役所 西館 2-6会議室

## 目 次

次 第 .....	2 ページ
-----------	-------

### 報告事項

報告事項 1 栃木国体の視察報告について .....	4 ページ
報告事項 2 リハーサル大会概要について .....	10 ページ

### 議決事項

議案第 1 号 第 7 8 回国民スポーツ大会小城市弁当調達要項（案） .....	13 ページ
議案第 2 号 第 7 8 回国民スポーツ大会小城市医療救護対策実施要領（案） .....	16 ページ
議案第 3 号 第 7 8 回国民スポーツ大会小城市防疫対策実施要領（案） .....	23 ページ
議案第 4 号 第 7 8 回国民スポーツ大会小城市食品衛生対策実施要領（案） .....	25 ページ
議案第 5 号 第 7 8 回国民スポーツ大会小城市環境衛生対策実施要領（案） .....	27 ページ

### (参考資料)

1 専門委員会規程 .....	30 ページ
2 宿泊衛生専門委員会名簿 .....	32 ページ
3 第 7 8 回国民スポーツ大会小城市宿泊・衛生基本計画 .....	33 ページ
4 第 7 8 回国民スポーツ大会小城市医療救護対策要項 .....	35 ページ
5 第 7 8 回国民スポーツ大会小城市防疫対策要項 .....	37 ページ
6 第 7 8 回国民スポーツ大会小城市食品衛生対策要項 .....	38 ページ
7 第 7 8 回国民スポーツ大会小城市環境衛生対策要項 .....	39 ページ
8 食中毒等健康危害発生時の緊急連絡体制（イメージ） .....	41 ページ
9 感染症（疑いを含む）発生時の緊急連絡体制（イメージ） .....	42 ページ

SAGA2024小城市実行委員会  
第2回宿泊衛生専門委員会 次第

- 1 開会
  
- 2 委員長あいさつ
  
- 3 報告事項  
報告事項1 栃木国体の視察報告について  
報告事項2 リハーサル大会概要について
  
- 4 議決事項  
議案第1号 第78回国民スポーツ大会小城市弁当調達要項（案）  
議案第2号 第78回国民スポーツ大会小城市医療救護対策実施要領（案）  
議案第3号 第78回国民スポーツ大会小城市防疫対策実施要領（案）  
議案第4号 第78回国民スポーツ大会小城市食品衛生対策実施要領（案）  
議案第5号 第78回国民スポーツ大会小城市環境衛生対策実施要領（案）
  
- 5 その他
  
- 6 閉会

# 報告事項

報告事項 1 栃木国体の視察報告について

報告事項 2 リハーサル大会概要について

## 第77回国民体育大会 いちご一会とちぎ国体

競技：バレーボール競技 会場：佐野市 開催日：令和4年10月7日(金)～10日(月)

事務局では現地視察を行い、会場のレイアウトや競技会係員、補助員の配置及び業務内容を確認しました。

競技会場



成年男子競技は、DAIKYOアリーナ佐野で行われました。

前日会議



前日会議受付の様子。

検温所



観客の検温実施。

一般受付



入場者数の規制あり。

静養室



体温に異常があった方の静養所。

表彰式



成年男子表彰式の様子。

輸送交通



最寄り駅と会場を繋ぐシャトルバス。

駐車場



駐車場の案内。

一般観覧者



一般観覧者の入場の様子。

## グッズ販売



タオル等グッズの販売。

## ふるまい



おもてなしコーナー。数量と時間を決めて無料で配布。

## 観光案内



栃木県や佐野市の案内パンフレットの配布。

## 選手ドリンクコーナー



選手に無料で提供。

## ドリンクコーナー



会場に来場されたみなさんに無料で提供。

## 売店



栃木県、佐野市のお土産販売。

## 休憩所



どなたでも使用できる休憩テント設置。

## 弁当引換所



競技役員、競技補助員、競技会補助員、選手・監督の弁当を配布。

## 観光 PR ブース



おもてなし、売店、グッズ販売、休憩所、その他ブース

## 第77回国民体育大会 いちご一会とちぎ国体

競技：ハンドボール競技 会場地：下野市 開催日：令和4年10月6日(木)～10日(月)

事務局では現地市視察を行い、会場のレイアウトや競技会係員、補助員の配置及び業務内容を確認しました。

競技会場



成年女子は、石橋体育センターと他1会場で行われました。

表彰式



成年女子表彰式の様子。

一般観覧者入口



一般観覧受付を終え、仮設通路を通り会場入り。

受付案内所



選手・監督、行政・競技団体

救護所



一般観覧者受付・プログラム販売



パーティションで仕切りされた救護所

総合案内所



輸送交通



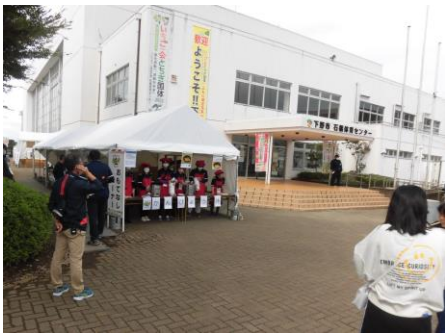
総合案内所、シャトルバス乗降所

駐車場



駐車場係控所

ふるまい



下野市特産の「かんぴょう」を使った  
かんぴょう汁の提供



数量と時間を決めて無料で提供

無料ドリンクコーナー



来場されたみなさんに時間を決めて  
無料で提供。

売店



グッズ販売、餃子・たこ焼きの販売

観光協会



栃木県や下野市のパンフレット  
やキャラクター紹介

環境美化



分別して設置。

休憩所



モニターが設置されてお  
り、試合観戦可

弁当引換所



ボランティアの方と一緒に弁当  
配布

市民運動



歓迎・応援ロード。のぼり旗の設置



## 第77回国民体育大会 いちご一会とちぎ国体

競技：ソフトボール競技 会場地：大田原市 開催日：令和4年10月8日(土)～10日(月)

事務局では現地市視察を行い、会場のレイアウトや競技会係員、補助員の配置及び業務内容を確認しました。

競技会場



成年女子競技は、美原公園球場で行われました。

前日会議



前日の会議の様子。

検温所



案内所



駅構内での案内。

観光案内



栃木県や大田原市の案内パンフレットの配布。

受付案内所



表彰式



成年女子表彰式の様子。

輸送交通



最寄り駅と会場を繋ぐシャトルバス。

タクシー乗降所



### おもてなしコーナー



数量と時間を決めて無料で配布。

### プログラム販売



プログラムの販売。

### ドリンクコーナー



会場に会場されたみなさんに無料で提供。

### 弁当引換所



競技役員、競技補助員、競技会補助員、選手・監督の弁当を配布。

### 売店



栃木県、大田原市のお土産販売。

### 一般休憩所



誰でも利用できる休憩テントの設置。

### 環境美化



ごみ集積所の設置。

### 会場外の様子



## 第78回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会の概要について

### 1 目的

SAGA2024国民スポーツ大会の開催に備えて、競技会の運営能力の向上と市民の国スポや競技に対する機運の醸成を図るため、競技団体及び関係機関等と協力して開催する。

### 2 大会運営

大会で使用する施設は、国スポで使用する会場を充てることを原則とし、できる限り国スポと同じ条件により行う。

競技役員等の編成については、県実行委員会、競技団体等と十分協議のうえ、適正な配置を行う。

### 3 競技大会及び日程

#### (1) バレーボール競技リハーサル大会

##### ◆大会名 令和5年度天皇杯・皇后杯全日本バレーボール選手権大会九州ブロックラウンド

本大会は、公益財団法人日本バレーボール協会に登録する全てのチーム（中学生以上）が、1年度を通して「天皇杯」「皇后杯」の名を冠するに相応しい、日本のバレーボール最高のチームとなる栄誉を競うと同時に、バレーボール競技を通じて体力、人格、精神力の向上を目指し、また日本バレーボール界の発展と普及に寄与することを目指して開催する。

ファイナルラウンド（全国大会）出場に向け、トーナメント戦を開催し、男子2代表、女子3代表を決定する。

##### ◆競技日程・会場

市町	種別	会場	期日	
			9月23日	9月24日
			(土)	(日)
小城市	男子	小城市芦刈文化体育館	●	●
佐賀市	女子	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ		●

#### (2) ハンドボール競技リハーサル大会

##### ◆大会名 第28回ジャパンオープンハンドボールトーナメント

日本ハンドボールリーグ（JHL）に所属していない社会人チームを対象として、全国各ブロック予選を勝ち抜いたチーム及び開催地代表を加えた男子32チーム、女子16チームが参加し、トーナメント方式で優勝を争う大会。

上位チームには日本ハンドボール選手権大会への出場権が与えられる。

◆ 競技日程・会場

市町	種別	会場	期日			
			8月9日	8月10日	8月11日	8月12日
			(水)	(木)	(金)	(土)
神崎市	男子	神埼中央公園体育館	●	●	●	●
	男子	佐賀県立神埼高等学校体育館	●			
小城市	男子・女子	小城市芦刈文化体育館	●	●		
吉野ヶ里町	男子・女子	吉野ヶ里町文化体育館	●	●	●	

(3) ソフトボール競技リハーサル大会

◆ 大会名 第75回全日本総合女子ソフトボール選手権大会

公益財団法人日本ソフトボール協会に各支部を通して加盟登録した女子チーム（実業団・クラブ・大学）に限り参加資格が与えられる。

本大会に出場するチーム及び選手は、所定の予選または推薦を経て出場権を得たチーム及び選手に限る。

本大会は1949年に創設された大会であり、日本のソフトボールの中で最も歴史と伝統があり、権威のある大会である。

1993年に「日本選手権」（実業団、クラブ、大学、教員のチャンピオンチームを集めて行われていた大会）を統合し、「全日本総合女子選手権大会」に改称。

◆ 競技日程・会場

市町	種別	会場	期日			
			9月16日	9月17日	9月18日	9月19日
			(土)	(日)	(月・祝)	(火)
太良町	女子	太良町B & G海洋センター運動広場	●	●	●	予備日
白石町	女子	白石町総合運動場（白石中央公園多目的運動広場）	●	●		

# 議決事項

議案第1号 第78回国民スポーツ大会小城市弁当調達要項(案)

議案第2号 第78回国民スポーツ大会小城市医療救護対策実施要領(案)

議案第3号 第78回国民スポーツ大会小城市防疫対策実施要領(案)

議案第4号 第78回国民スポーツ大会小城市食品衛生対策実施要領(案)

議案第5号 第78回国民スポーツ大会小城市環境衛生対策実施要領(案)

## 第78回国民スポーツ大会小城市弁当調達要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、「第78回国民スポーツ大会小城市宿泊・衛生基本計画」に基づき、小城市で開催される「SAGA2024国民スポーツ大会」（以下「SAGA国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について、万全を期するため必要な事項を定める。

### 2 実施方法

SAGA2024小城市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・関係団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

### 3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を調査、把握し、弁当調達計画を策定する。

### 4 弁当の種類及び調達期間

#### (1) 斡旋弁当

選手・監督、視察員及び報道員等のうち弁当を希望するものに、斡旋する弁当をいう。

#### (2) 支給弁当

大会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員等に支給する弁当をいう。

#### (3) 調達期間

調達期間は、斡旋弁当にあつては、SAGA国スポの競技会会期期間、支給弁当にあつては、SAGA国スポの準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

### 5 弁当調製施設の指定及び取消し

(1) 弁当調製施設については、別に定める弁当調製施設選定基準に基づき実行委員会が指定する。

(2) 実行委員会は、前号の規定により弁当調製施設を指定するときは、当該弁当調製施設に「SAGA2024国民スポーツ大会小城市弁当調製施設指定書」（様式第1号）を交付する。

(3) 実行委員会は、指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

ア 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。

- イ 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
- エ その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

## 6 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営に努める。

## 7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

様式第 1 号

S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会小城市弁当調製施設指定書

年 月 日

様

S A G A 2 0 2 4 小城市実行委員会  
会長 江里口 秀次

S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会における弁当調製施設として、  
下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	
適用期間	



## 第78回国民スポーツ大会小城市医療救護対策実施要領（案）

### 1 趣旨

この要領は、「第78回国民スポーツ大会小城市医療救護対策要項」に基づき、SAGA2024国民スポーツ大会（以下「SAGA国スポ」という。）における医療救護対策の実施及び救護所の設置・運営に関して、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

SAGA2024小城市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、SAGA2024実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

### 3 救護所の設置

#### (1) 救護所の設置

ア 競技会場の適切な場所に救護所を設置し、必要に応じて医師、看護師、保健師及び救護所係員等を配置する。なお、練習会場については、必要に応じて適切な場所に設置する。

イ 救護所に備え付ける医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）及び必要な物品は、関係機関等の指導を受けて選定する。また、医薬品については、関係機関等の協力を得てドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

ウ 救護所内部は、衛生管理に留意し、外部から救護所内が見えないように配慮する。

エ 救護所を明示する為の看板等を設置する。

#### (2) 救護所の設置期間及び開設時間

ア 設置期間は、原則として各競技会場の競技日とする。

イ 開設時間は、原則として各会場の開場1時間前から競技終了30分後までとし、実行委員会は必要に応じて変更することができる。

### 4 救護所における医療救護

(1) 救護所では、応急処置を行う。処置を行った際には「処置記録兼診療依頼書（様式第1号）」に所定の事項を記載する。

(2) 医療機関に搬送する必要がある傷病者が発生した場合は、車両等での移送又は救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ず傷病者の関係者等が同行することとし、「処置記録兼診療依頼書（様式第1号）」の写し及び搬送先医療機関に記載してもらった「搬送先医療機関診療結果報告書（様式第2号）」を交付する。

医療機関に移送しない場合は、最寄りの医療機関を紹介するなど適切な措置を講じる。

- (3) 救護所係員は、医療機関に傷病者を搬送した場合、速やかに市実行委員会へ報告する。
- (4) (3) の報告を受けた市実行委員会は、予め定めた手順に従い、各部署に必要事項を通知し、円滑な救急搬送が妨げられないよう措置を講じる。
- (5) 救護所係員は、必要に応じて県実行委員会へ傷病者の報告を行う。  
また、医療機関に搬送した傷病者のその後の症状、経過を把握するように努める。

## 5 練習会場における医療救護

- (1) 必要に応じて競技会係員等を配置する。
- (2) 必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る）、医療機器等を配備する。
- (3) 傷病者を医療機関に搬送する必要があるときは、救護所における医療救護取扱いに準じる。

## 6 宿舎における医療救護

- (1) 傷病者が発生した場合は、救急自動車の出動要請又は最寄りの医療機関の紹介等を宿舎施設管理者が行うとともに、その後速やかに市実行委員会へその旨を報告するよう、宿舎の責任者に対し周知徹底を図る。
- (2) 傷病者が医療機関に搬送された場合、市実行委員会は宿泊施設の責任者又は傷病者の関係者から次の内容を確認する。
  - ア 宿舎名
  - イ 傷病者の住所、氏名、性別、年齢及び連絡先
  - ウ 競技名、種目、種別及び参加区分
  - エ 搬送した医療機関及び搬送方法
  - オ 事故傷病の発生時間、発生場所、発生原因及び現在の状況
  - カ 競技参加の支障の有無
  - キ 付き添い者の氏名及び連絡先

## 7 関係機関との連携

市実行委員会は、医療機関及び地元消防署と連携し、傷病者が円滑に医療機関に受診できるように予め医療機関に協力を要請する。

## 8 救急自動車等の配備

救急自動車の配備については、別途関係機関と協議して定める。

## 9 医療費の負担

- (1) 救護所での応急処置にかかる経費は、市実行委員会が負担する。
- (2) 医療機関を受診する場合の医療費、医療機関までの交通費（タクシー代等）、その他救護所での応急処置以外に係る経費は、全て傷病者本人が負担する。

## 10 事務処理

救護所等の医師、看護師、保健師及び救護所係員等は、業務にあたり相互に連絡調整を図り、次の書類に所定の事項を記載し、当日業務終了後速やかに市実行委員会に提出する。

また、市実行委員会は、救護所係員から提出のあった「取扱傷病者一覧表（様式第4号）」については、全競技終了後、競技会場ごとにとりまとめ、県実行委員会へ報告する。

- (1) 処置記録兼診療依頼書（様式第1号）
- (2) 搬送先医療機関診療結果報告書（様式第2号）
- (3) 救護日報（様式第3号）
- (4) 取扱傷病者一覧表（様式第4号）

## 11 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、医療救護について必要な事項については、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における救護所の設置及び運営についても、必要に応じてこの要領を準用する。

附則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

様式第1号

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所		発行番号	No.
発症場所		発行日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃
傷病者情報	ふりがな氏名	参加区分	選手・監督・役員・観客 その他 ( )
	生年月日	競技/会場	競技名 ( ) 会場名 ( )
	他	住所	都道府県名 ( )
	連絡先	付添者	(TEL - - )
保険証所持の有無		有 ・ 無	
応急手当の内容	1 傷病内容 胃腸障害、感冒、貧血、頭痛、熱中症、疲労、眼症、耳症、打撲、捻挫、骨折、脱臼、筋腱断裂、挫創、切創、裂創、歯牙の外傷、その他 ( )		
	2 受傷部位 ( )		
	3 発症(事故)原因 ( )		
	4 現病歴 ( )		
	5 既往歴 ( )		
	6 処置内容(処置時間: 時 分) ( )		
	7 使用医薬品 ( )		
	8 備考 ( )		
	9 搬送 ( 有 ・ 無 ) 救護所医師等氏名 _____		

移送先医療機関 担当医 様

SAGA2024国民スポーツ大会において発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和 年 月 日

SAGA2024小城市実行委員会  
会長 江里口 秀次

本書を医療機関へ送付すること並びに搬送先医療機関からSAGA2024小城市実行委員会に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに大会の統計資料及び保健所等が行う感染症や食中毒等の調査に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

同意欄 (署名) \_\_\_\_\_

## 搬送先医療機関診療結果報告書

**【救護所で記載】**

取扱救護所	診療依頼書発行番号
-------	-----------

宛 先 : SAGA2024小城市実行委員会事務局

医療救護担当者あて

FAX番号

下記診療内容欄等に記入後、この用紙を、SAGA2024小城市実行委員会事務局まで当日中にFAXでご送付いただきますようお願いいたします。

診 療 内 容	1 傷病名	( )
	2 治療内容・使用医薬品	( )
	3 その他	( )
診療医師名		
発 信 者 名	医療機関名	担当者 (所属)
	住所	(氏名)
TEL		FAX

※ ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

**TEL 0952-37-6137 SAGA2024小城市実行委員会事務局**

## 救 護 日 報

年月日	年 月 日 ( ) 天候	記入者名	
競技名	救護所開設時間	時	分から
競技会場		時	分まで

担 当 従 事 者 氏 名		従 事 時 間			
医師		時	分から	時	分まで
		時	分から	時	分まで
看護師・保健師		時	分から	時	分まで
		時	分から	時	分まで
係員		時	分から	時	分まで
		時	分から	時	分まで
その他		時	分から	時	分まで
		時	分から	時	分まで

取 扱 患 者 数		左記のうち医療機関搬送数
選手	人	人
監督	人	人
役員	人	人
観客	人	人
その他	人	人
合計	人	人

傷 病 者		内 容		
診療依頼書発行番号	氏 名	搬送の有無	搬 送 機 関	傷 病
		有・無		
		有・無		
		有・無		
		有・無		
		有・無		

## 取 扱 傷 病 者 一 覧 表

月 日 ( ) 競技名 取扱救護所 (会場名)

区分		取扱傷病者数						うち医療機関搬送者数の数					
		選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃腸障害	男												
	女												
感冒	男												
	女												
貧血	男												
	女												
頭痛	男												
	女												
熱中症	男												
	女												
疲労	男												
	女												
眼症	男												
	女												
耳症	男												
	女												
打撲	男												
	女												
捻挫	男												
	女												
骨折	男												
	女												
脱臼	男												
	女												
筋腱断裂	男												
	女												
挫創・切創 裂創	男												
	女												
歯牙の外傷	男												
	女												
その他	男												
	女												

※この様式は一日の業務終了後、救護所が処置記録兼診療依頼書を集計し記載すること。

## 第78回国民スポーツ大会小城市防疫対策実施要領（案）

### 1 趣旨

この要領は、「第78回国民スポーツ大会小城市防疫対策要項」に基づき、SAGA2024小城市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が、小城市で開催される「SAGA2024国民スポーツ大会」（以下「SAGA国スポ」という。）における防疫対策の実施について、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

市実行委員会は、SAGA2024実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得る。

### 3 防疫対策

#### （1）衛生に対する意識の向上

市実行委員会は、県実行委員会と連携し、感染症の発生を防止するため、選手・監督、役員、視察員、報道員並びに一般観覧者等（以下「大会参加者」という。）に対し、衛生意識の普及啓発を行い、感染症に対する意識の向上に努める。

ア 保健所や県実行委員会が作成した啓発媒体を配布、掲示

イ 広報誌、ホームページ等の広報媒体を活用し啓発活動の実施

ウ 各種イベント等を活用し啓発活動の実施

#### （2）衛生備品の配備

市実行委員会は、大会期間中における感染症の予防及びまん延を防止するため、SAGA国スポの競技会場及び練習会場に、必要に応じて手指消毒液やマスク等の衛生備品を配備する。

#### （3）感染症患者に対する措置

市実行委員会は、大会参加者に感染症の疑いがある場合又は感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合、感染症法等に基づき必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所等の指導・助言を求め、感染のまん延防止に努める。

#### （4）緊急連絡体制の整備

市実行委員会は、大会期間中における感染症の発生時など、緊急時の連絡体制を整備する。

### 4 その他

（1）この要領に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

（2）小城市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策の実施についても、必要に応じて、この要領を準用する。



附則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

## 第78回国民スポーツ大会小城市食品衛生対策要領（案）

### 1 趣旨

この要領は、「第78回国民スポーツ大会小城市食品衛生対策要項」に基づき、小城市で開催される「SAGA2024国民スポーツ大会」における食品衛生対策について、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

SAGA2024小城市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、SAGA2024実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・関係団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

### 3 食品衛生対策

#### （1）食品衛生に対する意識の向上

ア 広報の内容

- ① 手洗いの励行のほか、食品の調理・保存等の基本的な食品衛生対策
- ② 大会期間中に流行する可能性が高い食中毒の予防対策等

イ 広報媒体

保健所等と連携し、次の媒体により広報活動を実施する。

- ① 県実行委員会等が作成した啓発媒体の配布・掲示
- ② ホームページ等を活用した広報
- ③ 各種講習会及びイベント等を活用した広報

#### （2）食品関係事業者等に対する監視・指導

食品関係事業者等を対象とした監視・指導の実施について、保健所に依頼するとともに、必要な協力を行う。

#### （3）健康管理等

食品関係事業者等に対し、食品に直接接触する従事者の検便検査や健康状態の確認を行うよう指導する。

ア 検便検査は、概ね大会開催前1か月以内に受け、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌等（以下「病原体」という。）の感染の有無を大会開催前までに確認する。

イ 検査の結果、病原体に感染している場合は、検便で陰性を確認するまでは、食品に直接接触する作業に従事しない。

ウ 従事者の健康状態の確認は、毎日作業前に行い、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しない。

#### （4）食中毒発生時の対応

ア 食中毒の発生又はその疑いに関する情報を入手したときは、直ちに保健所に通報すると

ともに、保健所の食中毒調査に協力する。

イ 市実行委員会及び保健所は、食中毒はもとより、飲食に起因する可能性のある健康被害の発生又はその疑いに関する情報があったときは、緊密に連携・対応するとともに、当該情報を公開するときは、関係者間において事前に情報共有を図る。

ウ 保健所の協力を得て、大会期間中における食中毒発生時などに緊急時連絡体制を整備する。

#### 4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 小城市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。

#### 附則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

## 第78回国民スポーツ大会小城市環境衛生対策実施要領（案）

### 1 趣旨

この要領は、「第78回国民スポーツ大会小城市環境衛生対策要項」に基づき、小城市で開催される「SAGA2024国民スポーツ大会」（以下「SAGA国スポ」という。）における環境衛生対策の実施について、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

SAGA2024小城市実行委員会は、SAGA2024実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等と連携し、環境衛生対策を実施する。

### 3 実施内容

#### (1) 会場及び生活環境の美化

ア 競技会場及び練習会場内（以下「競技会場等」という。）やおもてなしコーナーにゴミ箱の設置を行うとともに、定期的な清掃を実施する。

イ 競技会場等のトイレは、清掃、点検、し尿の汲取り等を行い、常に清潔を保持するよう衛生的に管理する。

ウ 広報誌、看板等により、競技会場等におけるごみの減量化・資源化・環境美化等の意識向上に努める。

エ 一般観覧者については、ゴミの持ち帰りを推進し、ごみの減量化を図る。

#### (2) 廃棄物の処理

競技会場等の廃棄物は、それぞれの会場に即した処理体制により適正に処理する。なお、分別収集を行い、資源ごみのリサイクルに努める。

#### (3) 宿泊施設の衛生対策

ア 保健所等と連携し、宿泊施設に対し衛生意識の啓発を図る。

イ 宿泊衛生に関する手引き等を関係者に配布し、宿泊衛生意識の向上に努める。

#### (4) 飲料水の衛生対策

ア 関係機関が実施する、競技会場、練習会場及び宿泊施設へ飲料水を提供する水道事業者への監視・指導に協力する。

イ 断水等の事故に対応するための給水体制を整える。

#### (5) 動物の適正管理

競技会場等又は宿泊施設の周辺における動物による危害の防止を図るため、動物の適正な飼育管理に向けた啓発を行う。

#### (6) 受動喫煙防止対策

競技会場等には、必要に応じて喫煙所を設置する。また、道路、駐車場及びその他屋外の

公共の場所等、喫煙所以外では喫煙しないように働きかける。

#### **4 その他**

- (1) この要領に定めるもののほか、環境衛生対策に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。

附則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

# 参考資料

- 1 専門委員会規程
- 2 宿泊衛生専門委員会名簿
- 3 第78回国民スポーツ大会小城市宿泊・衛生基本計画
- 4 第78回国民スポーツ大会小城市医療救護対策要項
- 5 第78回国民スポーツ大会小城市防疫対策要項
- 6 第78回国民スポーツ大会小城市食品衛生対策要項
- 7 第78回国民スポーツ大会小城市環境衛生対策要項
- 8 食中毒等健康危害発生時の緊急連絡体制（イメージ）
- 9 感染症（疑いを含む）発生時の緊急連絡体制（イメージ）

## SAGA2024小城市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、SAGA2024小城市実行委員会会則第12条第3項の規定に基づき、SAGA2024小城市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び委任事項)

第2条 専門委員会の名称及びSAGA2024小城市実行委員会総会からの委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからSAGA2024小城市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 第3項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めたときは、書面により専門委員会を開会することができる。この場合において、賛否を表明した委員を出席委員とみなす。

(部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、部会を設置し、専門的事項につ

いて調査、研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 部会は、委員長が委嘱した部会員をもって構成する。
- 3 部長は、委員長が指名する者をもって充て、部会を総括する。
- 4 第6条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和4年1月14日から施行する。
- 2 専門委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定に関わらず会長が招集する。

#### 別表（第2条関係）

名 称	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関する事。 2 財務に関する事。 3 広報に関する事。 4 市民運動に関する事。 5 観光及び応接に関する事。 6 他の専門委員会に属さない事項に関する事。
競技式典 専門委員会	1 競技に関する事。 2 式典に関する事。 3 施設に関する事。 4 その他競技式典に関する事。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関する事。 2 医事及び衛生に関する事。 3 その他宿泊衛生に関する事。
輸送交通 専門委員会	1 輸送及び交通に関する事。 2 警備及び消防防災に関する事。 3 その他輸送交通に関する事。



SAGA2024小城市実行委員会 宿泊衛生専門委員会 委員一覧

(敬称略・順不同)

役職	選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
委員長	市関係	小城市福祉部 健康増進課 課長	南里 文弘
副委員長	宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人小城市観光協会 事務局長	吉谷 泰蔵
委員	医療・福祉関係	多久・小城地区医師会 理事	平松 宏章
委員	宿泊・観光・衛生関係	佐賀県旅館・ホテル生活衛生同業組合小城・牛津地区組合 組合長	佐保 幹夫
委員	宿泊・観光・衛生関係	公益社団法人佐賀県食品衛生協会 理事	堤 克彦
委員	宿泊・観光・衛生関係	小城市食生活改善推進協議会 会長	石山 惇子
委員	宿泊・観光・衛生関係	佐賀県飲食業生活衛生同業組合小城支部 副組合長	江里口 茂
委員	警備・消防関係	佐賀広域消防局小城消防署 係長	志岐 紘幸
委員	県関係	佐賀県健康福祉部佐賀中部保健福祉事務所 副所長	江口 充宏
委員	市関係	小城市市民部 環境課 課長	相原 伸治

計10名

## 第78回国民スポーツ大会小城市宿泊・衛生基本計画

### 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国民スポーツ大会」（以下、「SAGA国スポ」という。）の成功に向け、「第78回国民スポーツ大会小城市開催推進総合計画」に基づき、宿泊・衛生に関する基本的事項を定める。

### 2 内容

#### (1) 宿泊

SAGA国スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下、「大会参加者」という。）をおもてなしの心をもって温かく迎え、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、関係機関・団体等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

##### ア 宿舎

大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿舎をいう。以下同じ。）を利用することとし、市内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、必要に応じて、佐賀県が設置したSAGA2024実行委員会（以下、「県実行委員会」という。）、関係機関・関係団体等と協議のうえ、市外の旅館等を利用する。

##### イ 配宿

選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行い、選手・監督の配宿は都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して割り当てる。役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手・監督とは別にする。大会参加者の広域配宿については、県実行委員会と協議して行う。

##### ウ 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県実行委員会と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

##### エ 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元の多彩な食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

#### (2) 医事・衛生

SAGA国スポに参加する大会参加者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が、安心して大会を楽しむことができるよう、県実行委員会、関係機関・関係団体等と連携し、医療救護・防疫体制を整えるとともに清潔で快適な環境の整備に努める。

#### ア 医療救護対策

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、傷病発生に伴う患者の取り扱いについて周知徹底を図り、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への搬送ができるよう医療救護体制を整える。

#### イ 防疫対策

大会参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

#### ウ 食品衛生対策

大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、宿舎、食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

#### エ 環境衛生対策

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関等のもとより、広く市民の協力を得て、競技会場及び宿舎等の衛生対策、廃棄物の適切な処理、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

### 3 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は県実行委員会が定める方針・計画等に準じて実施する。

## 第78回国民スポーツ大会小城市医療救護対策要項

### 1 趣旨

この要項は、「第78回国民スポーツ大会小城市宿泊・衛生基本計画」に基づき、小城市で開催される「SAGA2024国民スポーツ大会」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者等（以下「大会参加者等」という。）の医療救護に万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

SAGA2024小城市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、佐賀県が設置したSAGA2024実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・関係団体等の協力を得て医療救護を実施する。

### 3 救護所の設置

#### (1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

#### (2) 人員配置

救護所には、必要に応じて、医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

#### (3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED等を配備する。

（ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。）

### 4 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて救急自動車等の出動を要請し、医療機関に搬送する。

### 5 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

（ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。）

### 6 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病又は負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて最寄りの医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行う。また、市実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

### 7 救急自動車等の配備

救急自動車の配備については、別途関係機関と協議して定める。

## **8 医療費の負担**

救護所での診療費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

## **9 その他**

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 小城市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。

### 附則

この要項は、令和4年4月20日から施行する。

# 第78回国民スポーツ大会小城市防疫対策要項

## 1 趣旨

この要項は、「第78回国民スポーツ大会小城市宿泊・衛生基本計画」に基づき、小城市で開催される「SAGA2024国民スポーツ大会」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者等（以下「大会参加者等」という。）の防疫対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

## 2 実施方法

SAGA2024小城市実行委員会は、佐賀県が設置したSAGA2024実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・関係団体等の協力を得て防疫対策を実施する。

## 3 防疫対策

### (1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組みを奨励する。

### (2) 感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、佐賀県内での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し大会参加者等への情報提供及び注意喚起に努める。

### (3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて必要な措置を講じる。

## 4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 小城市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## 附則

この要項は、令和4年4月20日から施行する。

## 第78回国民スポーツ大会小城市食品衛生対策要項

### 1 趣旨

この要項は、「第78回国民スポーツ大会小城市宿泊・衛生基本計画」に基づき、小城市で開催される「SAGA2024国民スポーツ大会」における食品衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

SAGA2024小城市実行委員会は、佐賀県が設置したSAGA2024実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・関係団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

### 3 食品衛生対策

#### (1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者等に食品衛生に対する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

#### (2) 食品関係事業者等に対する監視・指導

宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場の食品販売店等に対して、重点的に監視・指導を行う。

#### (3) 健康管理等

食品関係事業者等に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

#### (4) 食中毒発生時の対応

食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

### 4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 小城市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

### 附則

この要項は、令和4年4月20日から施行する。

## 第78回国民スポーツ大会小城市環境衛生対策要項

### 1 趣旨

この要項は、「第78回国民スポーツ大会小城市宿泊・衛生基本計画」に基づき、小城市で開催される「SAGA2024国民スポーツ大会」における環境衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

SAGA2024小城市実行委員会は、佐賀県が設置したSAGA2024実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・関係団体等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

### 3 環境衛生対策

#### (1) 会場及び生活環境の美化

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、競技・練習会場、河川・道路等公共の場所の清掃を実施するとともに、廃棄物の不法投棄の防止を図り、会場等の美化に努める。

#### (2) 廃棄物の処理

競技会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルに努める。また、リサイクルできない廃棄物については適切な処理を行う。

#### (3) 宿泊施設の衛生対策

宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な環境のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

#### (4) 飲料水の衛生対策

必要に応じて水質検査を行い、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生対策に努める。

#### (5) 衛生害虫等の対策

生活環境の衛生保持を図る為、必要に応じて衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

#### (6) 動物の適正管理

競技会場、宿泊施設等の周辺における動物による危害防止を図るため、動物の適正管理等の対策に努める。

#### (7) 受動喫煙防止対策

競技会場等における受動喫煙防止対策を行い、望まない受動喫煙が生じないように努める。

### 4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 小城市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じて

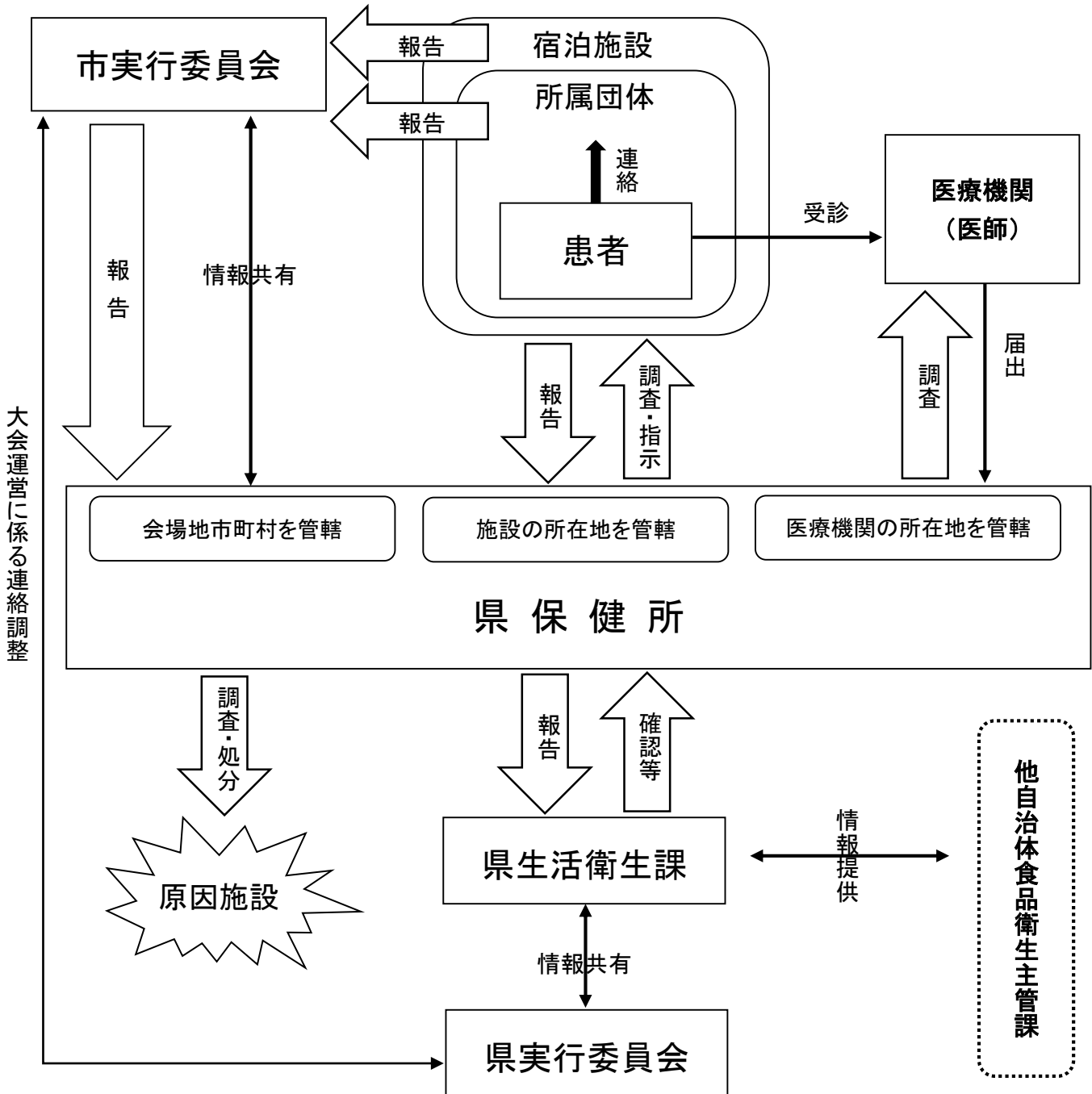


この要項を準用する。

附則

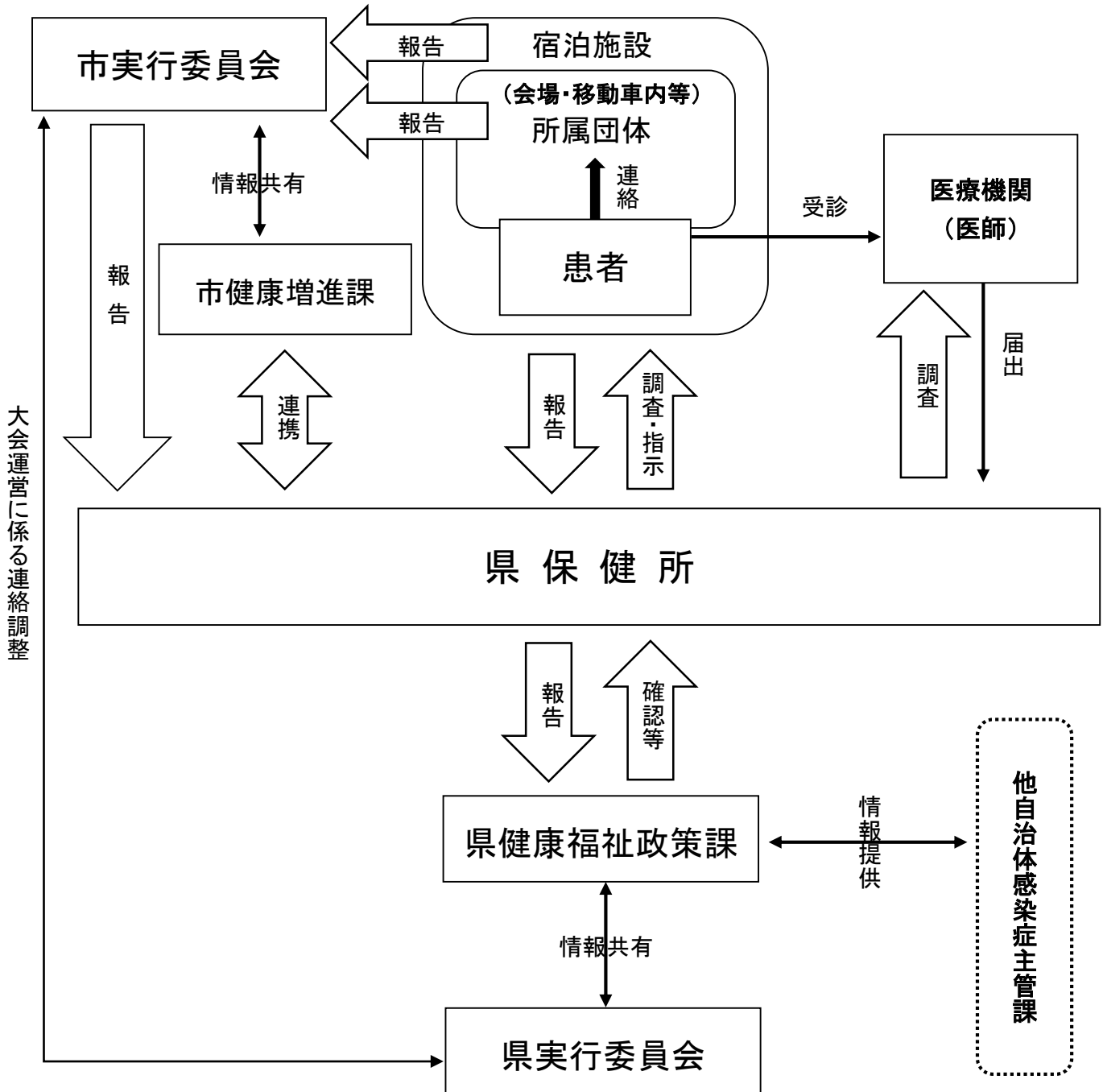
この要項は、令和4年4月20日から施行する。

食中毒等健康危害発生時の緊急連絡体制(イメージ)



- 患者発生宿泊施設又は患者所属団体は、直ちに管轄保健所及び市実行委員会に報告する。
- 市実行委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して食中毒に関する情報を得た場合、直ちに管轄保健所に報告する。
- 大会関係者に対して、食中毒が疑われる情報を入手した場合、患者を医療機関に受診させるとともに、管轄保健所に連絡するように周知する。

感染症(疑いを含む)発生時の緊急連絡体制(イメージ)



- 患者発生宿泊施設又は患者所属団体は、直ちに管轄保健所及び市実行委員会に報告する。
- 市実行委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して感染症に関する情報を得た場合、直ちに管轄保健所に報告する。
- 感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、管轄保健所に連絡するよう、宿泊施設及び所属団体等に周知する。